

↳ 5年均等償却不足額

Q :平成19年3月までに取得した減価償却資産は、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度から5年均等償却するとのことですが、端数処理の関係で5年で償却できない金額がでる場合は、どのように計算するのですか？

A :6年目に備忘価額1円を残した残額を減価償却します。

【解説】

平成19年度の税制改正によって減価償却制度が改正になり、平成19年3月31日までに取得した減価償却資産については、取得価額の100分の95に達した事業年度の翌事業年度以後において、取得価額から取得価額の100分の95及び備忘価額1円を控除した額を60で除し、事業年度の月数を乗じて計算した額を各事業年度の償却限度額とみなす(5年均等償却)こととなっています。

100万円の減価償却資産の場合であれば、次の金額を5年均等償却することになります。

$$\{100万円 - (100万円 \times 95\% + 1円)\} \times 12/60 = 9,999.8 \rightarrow 9,999円$$

この場合の円未満の端数は切り捨てになるため、5年均等償却が終わる5年目になりますと、5円の帳簿価額が残ることになります。

この5円については、5年均等償却が終わった事業年度の翌事業年度において、備忘価額1円を残した4円(5円-1円)を減価償却することになります。

お忘れなく。

